

< 1 > 事前の危機管理【備える】

(1) 防災体制

校内に設置されている防火防災対策委員会が中心となって全般的な防災対策を執り行う。

※防火防災対策委員会の構成

委員長：学校長

委員：副校長，教頭，事務(室)長，教務主任，生徒指導部長，保健厚生部長，
年次主任，環境整備部長及び防災担当者

職員室に振鈴と乾電池で作動する携帯ラジオを常備しておく。

情報伝達手段

- ・ 学校側から保護者へ・・・栄進高校のホームページ内の「緊急のお知らせ」
栄進ホットメール
- ・ 生徒と保護者間・・・NTT東日本の災害用伝言ダイヤル（171）
各携帯電話会社の「災害用伝言板」
(毎月1日と15日に体験利用ができる)

(2) 安全点検

年に2度，環境整備部が中心になって，各清掃分担区担当の先生から破損箇所や危険箇所を挙げてもらう。このときに，天井材，照明器具，窓ガラスなどの非構造部材の点検もしてもらう。(清掃分担区以外は防災担当者が行う。)

(3) 避難訓練

年に1度，実施する。

(4) 防災教育

- ・ 自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する。
(< 2 > 発生時の危機管理《管理外》参照)
- ・ 支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めさせる。

< 2 > 発生時の危機管理【命を守る】

《管理下》

物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せることを基本行動とする。

(1) 1次避難

a. 教室等での避難

- ①机の下にもぐり込み，机の脚を両手でしっかり持ち頭部を保護する。
- ②火の始末（理科や家庭科の実習時等）をする。
- ③教室等のドアを開け，脱出口を確保する。

- ④窓ガラスの破損や落下物に注意する。
- ⑤あわてて外に飛び出さないように指示する。
- ⑥静かに本部の指示（緊急放送，停電時は振鈴）を待つ。

b. 廊下・階段・トイレ・校庭等での避難

- ①揺れている間は上着等で頭部を保護する。
- ②落下物や倒壊物に気を付け，トイレのドアは開けておく。
- ③揺れが収まったら安全を確認して，校庭に避難する。
- ④校庭での授業の場合は，まずその場で頭を抱えてしゃがむ。揺れが収まってから，校庭の中央に避難する。
- ⑤体育館，生徒ホール等広いフロアのある屋内では，天井の崩落の可能性があるので，まず壁際に移動する。また，すぐに出入り口を開放する。

(2) 2次避難（緊急放送(停電時は振鈴)で校庭へ避難)

- ①緊急放送に従い避難を開始する。（負傷者の確認，救出）
- ②ドアや窓付近の落下物等危険物を退け，脱出口を確保する。
- ③校庭では避難訓練と同じ隊形で集合し，クラス担任が点呼・人員確認を行う。

※大震災の場合は，できるだけ迅速に避難させる。その後に負傷者の救出・搬送に従事する。

※「正常化の偏見」(自分の身に迫っている危険を，根拠なく過小評価してしまうこと)に陥らないように注意する。

(3) 3次避難（東日本大震災規模の場合のみ）

- ①一旦，学校で待機する。

※生徒待機中に学校周辺の状況確認（道路の様子，電車やバスの運行状況等）を防火防災対策委員会の指揮のもと副担任が手分けして執り行う。

②状況確認後

- ・下校可能者：必ず担任に報告をし，安全を確認しながら，細い路地や塀の側，看板の下等を避けて下校する。途中の橋が落ちている等下校に障害があることが分かった場合は，無理をせず，すぐに学校へ戻る。
- ・下校不可能者：保護者と連絡がとれるまで学校に残留し，保護者が迎えに来てくれた者から順に下校する。

（＜3＞事後の危機管理(3)引き渡しの手順参照）

（交通事情や被害状況によって数日かかる可能性あり。）

《管理外》

教員や大人がいない場合でも，自らの判断で行動できるよう避難訓練時に指導する。普段から災害時の家族との連絡方法や避難待機場所等を話し合っておくようにさせる。

物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せることを基本行動とする。

例．生徒登下校時

- ①地震など災害に遭遇した場合，自宅か学校のいずれか近い方に速やかに避難する。不可能な場合は，その場より最も近い一時避難場所に避難する。あるいは，

近隣の住民に助けを求める。

- ②交通機関等の混乱にて移動出来ない場合は、駅員等の指示に従い、冷静に行動する。

< 3 > 事後の危機管理【立て直す】

(1) 学校災害対策本部の設置

防火防災対策委員会のもと無事が確認された全職員で行う。

(< 1 > 事前の危機管理(1)参照。)

(2) 引き渡しのルール

東日本大震災規模の地震の場合：下校不可能者は、保護者が引き取りに来るまで学校に待機

※入学式・PTA総会時に保護者に伝達しておく。

(3) 引き渡しの手順

①原則クラス担任か副担任が立ち会って、保護者に引き渡し、年次主任に報告する。

②年次主任は、引き渡した生徒を名簿に控えておく。

※負傷者の救出や搬送、学校周辺の状況確認等で人手が不足している場合は、各年次毎に引き渡し専任者を決めて、専任者立ち会いのもとに引き渡し、名簿に控える。

※引き渡し場所の選定は防火防災対策委員会が行う。

※保護者の迎えが不可能な生徒の保護方策

校内の備蓄 (H24.4.現在)

水 500ml × 1440本

乾パン 240缶

マスク 720枚

ブランケット 90枚

生徒の待機場所は安全を熟慮のうえ学校長が決定する。

野宿の可能性も否定できない場合、特に時期が冬の場合は、学校長は牛久市への救援連絡を速やかに行う。

(電話等通信手段が遮断されている場合は職員を牛久市へ派遣して要請を乞う。)

(4) 避難所協力 (牛久栄進高校は“第二次避難場所”に指定されている。)

(牛久栄進高校は茨城県ドクターヘリのランデブーポイント(離着陸場)に指定されている。)

学校長は、災害時において、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理は、基本的には、牛久市長部局職員が担当するが、初期段階においては、部局職員の対応が困難になる場合もあり、教職員が協力する可能性もある。

※「学校防災に関する手引き」(茨城県教育委員会) p 61 参照

(5) ひたち野牛久幼稚園との連携

災害発生時、近隣のひたち野牛久幼稚園と速やかに必要な情報を相互に連絡し、相互応

援する。(ひたち野牛久幼稚園は、井戸水も使用できる。)

応援の種類

- ①避難所の提供
- ②駐車場の提供
- ③その他、特に要請のあった事項

(6)心のケア(ストレス症状のある生徒への基本的な対応)

- ①毎日の健康観察：担任，副担任
- ②メンタルヘルスを担う校内組織：教育相談部，スクールカウンセラー
- ③心のケアに関する教職員の研修や健康支援・健康指導等の平常時からの取り組みを充実させる。

※「学校防災に関する手引き」(茨城県教育委員会) p 7 1 参照